

◎新潟県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟安田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市分田字内原村 1112 番 1 から 同市分田字外山王1494番 1 まで	新	(A) 6.8～32.1メートル	2,031.5メートル
		(B) 8.0～28.4メートル	1,737.4メートル
	旧	6.7～14.8メートル	1,995.6メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道新関水原停車場線と重用